ロ　カジノ事業者は、賭金の集積後に次の⑴から⑷までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑷までに定める措置をとらなければならない。

⑴　第三の９の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額からその額に九のイに定める率を乗じて得た額を減じて得た額を勝ちとなった顧客から回収し、新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑵　顧客が賭金を減少させたこと。　減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収し、減少させた賭金に相当する額からその額に九のイに定める率を乗じて得た額を減じて得た額を勝ちとなった顧客に支払うこと。

⑶　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、顧客が置いた賭金に相当する額を当該顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑷　九の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑷までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

10　テキサスホールデムポーカーの方法は、９（十から十三までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同９中「この９」とあるのは「第三の10において準用する第三の９」と、「第三の９」とあるのは「第三の10において準用する第三の９」と、同９三のイ及びロの⑶中「４枚」とあるのは「２枚」と、同９八イ⑴中「うちの２枚」とあるのは「２枚」と、「のうちの３枚のトランプにより」とあるのは「により」と読み替えるものとする。

11　ポーカートーナメントの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

トーナメントチップを使用する。

二　賭けの受付

イ　顧客は、三のロに規定するゲームの開始前、又はその開始後であって四のロの規定による勝敗の決定前のあらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期限までに、カジノ事業者に対し賭金を預けることで賭けに参加することができる。

ロ　カジノ事業者は、イの規定により預けられた賭金を集積するものとする。

三　ゲームの実施

イ　賭けに参加する顧客は、同じ賭けに参加する顧客に共通して適用される条件に従った点数のトーナメントチップの交付を受けるものとする。

ロ　賭けに参加する顧客は、トーナメントチップを使用し、９に定めるオマハポーカー又は10に定めるテキサスホールデムポーカーの方法により、金銭の得喪を争うことに代えて、トーナメントチップに表示された点数の得喪を争うこと（以下この11において「ゲーム」という。）を繰り返し行うものとする。

ハ　９（九のイ、十三のイ並びに十四のロ及びハを除く。）の規定は、ポーカートーナメントのゲームをオマハポーカーの方法により行う場合について準用する。この場合において、９中「賭けの」とあるのは「ゲームの」と、「賭金」とあるのは「トーナメントチップ」と、「相当する額」とあるのは「相当するポイント」と、「この９において「」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの９において「」と、「賭けに参加」とあるのは「ゲームに参加」と、「この９において同じ」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの９において同じ」と、「累積額」とあるのは「累積ポイント」と、「同額」とあるのは「同ポイント」と、「得た額」とあるのは「得たポイント」と、「集積額」とあるのは「集積ポイント」と、「総額」とあるのは「総ポイント」と、「０円」とあるのは「０」と、「賭けについて」とあるのは「ゲームについて」と、「勝金の支払」とあるのは「勝利ポイントの支払」と、「勝金額」とあるのは「勝利ポイント」と、「額の勝金」とあるのは「勝利ポイントのトーナメントチップ」と、「１円」とあるのは「トーナメントチップのうち最も小さいポイント」と、「勝金として」とあるのは「勝利ポイントとして」と、９の一から十四まで以外の部分中「とする」とあるのは「とする。この場合において、２中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド（11三のハにおいて読み替えて準用する９二のイに規定するゲームラウンドをいう。）」とする」と、９の一中「賭けに対応する区画（以下この９において単に「区画」という。）」とあるのは「区画」と、９二のイ中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド（ゲームの受付の開始からゲームに参加している全ての顧客に係る勝利ポイントの支払の終了までの期間をいう。ただし、ゲームに参加している全ての顧客の勝敗が決定したときに支払うべき勝利ポイントがない場合にあっては、そのときに当該ゲームラウンドは終了するものとする。以下11三のハにおいて準用する第三の９において同じ。）」と、同二のロ中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド」と、「２倍」とあるのは「ポイントの２倍」と、９三のロ中「七のイ」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三９七のイ」と、「この三」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三９の三」と、同ロの⑴及び⑵中「差額」とあるのは「差分」と、同ロの⑵中「大きな額」とあるのは「大きなポイント」と、９四のニ及びホ並びに９の五並びに六中「三のニ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三のニ」と、同五及び六中「四の規定」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の四の規定」と、「四のイ」とあるのは「同四のイ」と、「四ハの⑵」とあるのは「同四ハの⑵」と、「、四のニ」とあるのは「、同四のニ」と、同五中「「四のニ」とあるのは「「11三のハにおいて準用する９四のニ」と、同六中「五において準用する四のニ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の五において準用する９四のニ」と、９の七中「そのラウンド」とあるのは「そのゲームラウンド」と、「賭ける」とあるのは「置く」と、「二、三及び四（五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の二、三及び四（11三のハにおいて準用する９の五」と、「の額」とあるのは「のポイント」と、同七のロ中「三のニ又は四のニ（五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三のニ又は四のニ（11三のハにおいて準用する９の五」と、同ロの⑴中「掲げる額」とあるのは「掲げるポイント」と、「この七」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの七」と、同ロの⑵中「小さい額」とあるのは「小さいポイント」と、同ロの⑶中「大きい額」とあるのは「大きいポイント」と、同ロの⑷中「超える額」とあるのは「超えるポイント」と、同七のハ中「三」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三」と、「五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の五」と、９の八中「この八及び九」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の八及び九」と、９九のハ中「勝金に充てる額」とあるのは「トーナメントチップの集積ポイント」と、９九ハの⑴から⑶までの規定中「八イ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９八イ」と、「八ロ」とあるのは「同八ロ」と、同ハの⑷中「八ロ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９八ロ」と、９の十中「一から七」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の一から七」と、「十一」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の十一」と、９の十二中「この十二」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の十二」と、９十三のハ中「勝金に充てる額」とあるのは「トーナメントチップの集積ポイント」と、「加えた額」とあるのは「加えたポイント」と、「当該額」とあるのは「当該ポイント」と、「切り上げた額」とあるのは「切り上げたポイント」と、「切り捨てた額」とあるのは「切り捨てたポイント」と、同ハの⑴から⑸までの規定中「十二イ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９十二イ」と、「十二ロ」とあるのは「同十二ロ」と、同ハの⑹及び⑺中「十二ロ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９十二ロ」と、９の十四中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド」と、「第三の９」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三の９」と読み替えるものとする。